

法人市民税（均等割）に係る認定特区事業割合計算書

1．雇用に関する確認事項

法人の区分		左記の ア～カ のうち 該当す るもの	
ア	資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人		
イ	中小企業基本法に規定する中小企業者に該当する法人		
ウ	会社法に規定する会社以外の法人		
エ	ア～ウに該当せず、資本金の額又は出資金の額が10億円以下の法人		
オ	ア～ウに該当せず、資本金の額又は出資金の額が10億円を超え50億円以下の法人		
カ	ア～ウに該当せず、資本金の額又は出資金の額が50億円を超える法人		

対象事業年度	大阪市内における 雇用者数
実績報告の対象 となる事業年度 (年 月 日～ 年 月 日)	人 ①
計画申請前事業年度 (年 月 日～ 年 月 日)	人 ②

基準雇用者数	
人 ③	
雇用要件の適合判定 < (①－②－③) ≥ 0 が適合基準 >	
人 ④	
④より適合か不適合か○をつけてください	
() 適合・() 不適合	

2．認定特区事業割合の計算

※上記の雇用要件の判定が不適合の場合は計算不要です。

対象事業年度	大阪市（ ）区に有す る事務所等の従業者数	左のうち認定特区事業 に従事する従業者数
報告事業年度 (A)	人 ⑤	人 ⑥
計画認定前事業年度 (B)	人 ⑦	
(A) － (B)	人 ⑧	
上記の⑥及び⑧のうちいずれか 小さい方の数値 マイナスの場合は「0」		人 ⑨

認定特区事業割合
⑨／⑤

注 1

③欄の基準雇用者数は、ア～ウに該当する法人は 0 人、エに該当する法人は 5 人、オに該当する法人は10人、カに該当する法人は20人です。

2

⑦欄は特区地域進出等事業計画認定申請書に添付した第 1 号様式（その 4）による雇用・収支等に関する計画書に記載の人数を記入してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

